明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律第三条第一項の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件の一部を改正する件（総務一九八）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三六）

○ホーチミン市非開削下水道管路更正計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇七）

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇八）

○社会通信教育を認定した件（文部科学一四八）

○認定した通信教育の実施者の名称を変更する件（同一四九）

○保安林の指定をする件（農林水産一三〇七～一三〇九）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三一〇～一三一二）

二

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七三八、七三九）

○道路に関する件（近畿地方整備局一〇七）

〔国会事項〕

内閣府

〔人事異動〕

内閣府

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

三

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

〔公告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、宅地建物取引業法第六十七条関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

告示

○総務省告示第百九十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、平成二十九年総務省告示第三百四十七号（国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件）の一部を次のように改正し、平成三十年六月十二日から施行する。

平成三十年六月十二日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
名称 国民民主党本部周辺地域 ［略］	名称 民進党本部周辺地域 ［同上］

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○政治資金適正化委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年六月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五四一九	三〇、五、二三	山口　正輝
五四二〇	三〇、五、二三	栗山　貴志
五四二一	三〇、五、二三	大澤　賢悟

○外務省告示第二百七号

平成三十年五月三十一日に東京で、ホーチミン市非開削下水道管路更正計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ホーチミン市非開削下水道管路更正計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億八千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十七年十二月三十一日

4　署名者

日本側　河野太郎外務大臣

ベトナム側　グエン・チー・ズン計画投資大臣

平成三十年六月十二日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第二百八号

平成三十年五月三十一日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　七億四千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十八年十二月三十一日

4　署名者

日本側　河野太郎外務大臣

ベトナム側　グエン・チー・ズン計画投資大臣

平成三十年六月十二日

外務大臣　河野　太郎